

那覇市協働型公園管理事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域自治組織（以下「自治会」という。）と本市とが「那覇市協働のまちづくり事業」の一環として、協働で公園を管理する際に必要な事項について定めるものとし、公園管理の一部を自治会へ委託することにより、地域の活性化を図り、もって協働型まちづくりを促進していくことを目的とする。

(基本方針)

第2条 協働型公園管理を実施する際の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 自治会の発意と責任により管理するものとし、市は目的達成のための費用を含めた支援を行う。
- (2) 公園が市民全体の共有財産であることを念頭に、誰もがいつでも心地よく利用できる公園の状態を維持する。
- (3) 個々の管理委託内容について、自治会と市双方が対等に協議して定める。

(対象公園)

第3条 協働型公園管理を実施する公園は、市の管理する公園の内、公園の特質及び第1条の目的に鑑み、原則として街区公園、近隣公園及び小規模な緑地を対象とする。

(管理委託)

第4条 市長が、自治会に公園管理を委託するときは、双方協議の上、次に掲げる事項を定めた管理協定書を締結する。

- (1) 委託期間
- (2) 管理区域等
- (3) 委託内容
- (4) 管理委託料
- (5) 安全管理
- (6) 管理活動計画等
- (7) その他必要とする事項

(委託料等)

第5条 市長は、それぞれの公園の管理委託料を基本算定式（別表）により、その上限額を定め、その範囲内の額を前条第4号の管理委託料とする。

2 市は、肥料・補給砂等臨時的に必要な材料を自治会に提供する。

(自治会の責務)

第6条 自治会は、第2条第2号の基本方針及び別途定める管理協定書を遵守し、良好な公園の維持に努めなければならない。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(別表) 基本算定式 (年額)

草刈清掃費 管理面積 (㎡) × 37 (円/㎡) × k (難易度係数)

難易度	k
平易	0.95
普通	1.00
やや困難	1.05
困難	1.10
特に困難	1.15

トイレ清掃費 個室個数 (個) × 46,300(円/個)

管理基礎額 自治会ごとに一律 50,000 円

管理委託料の上限額は、上記の 、 、 の合計額とする。ただし、委託期間が1年に満たない場合は、月割り又は日割りで算出することとする。